

# 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

## 制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法</p> <p>(制定年月日) 昭和36年11月7日 法律第191号 (法令名改正) 令和5年5月26日</p> <p>(目的) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与する。</p>	<p>宅地造成等規制区域</p> <p>宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域</p> <p>特定盛土等規制区域</p> <p>宅地造成等工事規制区域外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域</p>	<p><b>【広島市以外】</b></p> <p>1 宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域内において、次の土地の形質の変更を行う場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>(2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>(3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（(1)及び(2)に該当する盛土又は切土を除く。）</p> <p>(4) 盛土であって、高さが2メートルを超えるもの</p> <p>(5) 盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) 高さが2メートルを超える土石の堆積</p> <p>(7) 土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p><b>【広島市】</b></p> <p>2 宅地造成等工事規制区域内において、次の土地の形質の変更を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>(2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>(3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（(1)及び(2)に該当する盛土又は切土を除く。）</p> <p>(4) 盛土であって、高さが2メートルを超えるもの</p> <p>(5) 盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p>

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域			<p>(6) 高さが2メートルを超える土石の堆積  (7) 土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>3 特定盛土等規制区域内において、次の土地の形質の変更を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。  (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの  (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの  (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（（1）及び（2）に該当する盛土又は切土を除く。）  (4) 盛土であって、高さが2メートルを超えるもの  (5) 盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの  (6) 高さが2メートルを超える土石の堆積  (7) 土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>4 特定盛土等規制区域内において、次の土地の形質の変更を行う場合は、市長に届出なければならない。  (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超え5メートルを超えない崖を生ずることとなるもの  (2) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超え5メートルを超えない崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（（1）に該当する切土を除く。）</p> <p><b>【県内全域】</b></p> <p>5 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地において、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合においては、改善命令等を行うことができる。</p>

(土木建築局 都市環境整備課)